

美祢社会復帰促進センター女子収容棟増設に伴う運営業務の委託に関する検討会議 P F I 事業者が提出した見積書の妥当性の検証について

1. 経緯

平成 21 年度一般会計補正予算（第 1 号）において、美祢社会復帰促進センターの女子受刑者 300 名を収容する収容棟等の整備に係る予算が措置されたところ、増設区域の維持管理・運営業務については、現在の P F I 事業の対象業務として一体として実施することが経済性の確保等の観点から合理的であると考えられることから、これらの業務を美祢社会復帰促進センター整備・運営事業の対象業務として追加することとした。

この点について、競争性を担保しつつ、透明性を確保することが求められる P F I 法の趣旨を踏まえ、学識経験者等で構成される「美祢社会復帰促進センター女子収容棟増設に伴う運営業務の委託に関する検討会議」（以下「検討会議」という。）を開催し、事業契約変更の妥当性について検討し、新設棟の増設に伴う維持管理・運営業務については、現在の P F I 事業の対象業務として追加することが妥当であるとの結論を得た。

その際、事業契約の変更に伴い必要となる見込額については、改めて予定価格を作成する際に、その妥当性について検証する必要があるとの意見をいただいたことから、P F I 事業者から提出を受けた見積書について、検討委員会においてその妥当性を検討することとしたものである。

2. 妥当性の検証

（1）基本的考え方

新設棟の増設に伴う変更契約に係る事業費の見積額について、P F I 事業者は一般競争入札により選定されたことから、P F I 法の趣旨を踏まえ、基本的には、提案時における積算の考え方をベースにして、その妥当性を検証する。

（2）維持管理・運営業務に係る事業費の総額について

300 名の女子受刑者を収容するのに必要な経費として積算した見積額の総額は、1000 名の受刑者を収容するのに必要な経費として積算した提案時の積算額の約 30 パーセントとなっている。

（3）区分ごとの事業費の割合について

維持管理・運営業務の区分ごと（維持管理、総務、情報システム、位置情報把握システム、収容関連サービス、警備、作業、教育・分類、医療）の経費及びその維持管理・運営業務全体に占める割合について、おおむね提案時のものと変更契約に係る見積額は同じものとなっている。

（4）人件費単価及び増加人員

各業務（維持管理、総務、警備、作業、職業訓練、教育、医療）の従事職員の人件

費単価については、おおむね提案時と同等の単価を用いている。また、契約変更に伴い必要となる増加人員については、新たに対象とされる事務の業務量を勘案するとおおむね妥当なものとなっている。

(5) SPC経費

SPC経費については、光熱水料、保険料、SPC関連経費、弁護士・金融関連費用、租税公課、支払利息及び予備費等で構成されており、事業規模、事業実施条件、事業特性を踏まえた、おおむね妥当なものとなっている。

(6) 結論

以上、PFI事業者から提出のあった見積書について、当初入札時の競争の公平性を担保しつつ、透明性を確保する観点から、当初の提案書における費用積算の基本的な考え方を踏まえたものとなっているか否か、今回の変更契約に伴う変更の内容を反映したものとなっているかについて検証したところ、おおむね妥当な方向で見積もられたものとなっていると考えられる。

※ 本事業については、平成22年8月11日付けで変更契約を締結しました。

美祢社会復帰促進センター女子収容棟増設に伴う運営業務の委託に関する検討会議
構成員

	氏 名	現職（所属・役職）
P F I 事業	山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究科教授
刑事政策	藤本 哲也	中央大学法学部教授
建築	八木澤 壮一	元共立女子大学家政学部教授 (矯正官署契約監視会議委員)
地域振興	西村 巨	山口県副知事